

平成 31 年 1 月 30 日

千葉県知事 森田 健作 殿
千葉市長 熊谷 俊人 殿
千葉県公安委員会委員長 伊藤 浩一 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・
性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二

児童相談所と市町村、警察等の情報共有と連携しての活動を求める緊急要望書

1 本年 1 月 24 日、千葉県野田市で小学 4 年生の心愛ちゃんが虐待死させられ父親が逮捕される事件が発生しました。平成 29 年 11 月に前に通っていた小学校で「父からいじめを受けた」と訴え、心愛ちゃんは児童相談所に一時保護されていましたが、児童相談所は家庭に戻してしまい、その後一度も家庭訪問もせず、本年 1 月から小学校を長期間欠席するなど危険な兆候がかなり見受けられながら、関係機関が関与しながら、心愛ちゃんの命を救うことができませんでした。

私どもは、全国犯罪被害者の会(あすの会)、日本ユニセフ協会を共同呼びかけ人として、日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科学会、全日本私立幼稚園連合会、東京都小学校 PTA 協議会等多数のご賛同を得て、子ども虐待死ゼロと虐待される子どもを可能な限り少なくすることを目的に児童相談所と市町村、警察の間で全件の情報共有と連携しての活動等を求める「子ども虐待死ゼロを目指す法改正」を求める署名活動を実施し、これまでに約 3 万 5,000 人の署名及び法改正を求める要望書を安倍総理大臣宛に提出しております。あわせて、自治体への要望活動も行い、私どもの要望を受け、茨城県、愛知県、埼玉県、大阪府、岩手県、神奈川県では、児童相談所と警察との全件共有の上連携した活動を実施していただいております(岐阜県には直接要望していないにもかかわらず実施していただき、私どもの要望活動以前から高知県、大分県、広島県では全件共有が実施されております。)。さらに、現時点で多くの自治体で前向きにご検討いただいております。近々数自治体で実現される見込みです。

2 千葉県と千葉市の児童相談所から警察への情報提供はごく一部しかなされておらず(両者とも集計しておらず件数すら不明とのこと)、連携しての活動も極めて不十分で、その結果千葉県内では心愛ちゃんの事件以外にも児童相談所が関与しながら虐待死を防ぐことが出来なかった事件が続いています。

(1)平成 26 年 11 月、市原市で 23 歳の父親が当時 8 カ月の男児を脳損傷により死亡させた事件が発生しました。同年 5 月当時 2 カ月の男児が腕を骨折し、児童相談所は病院から虐待の通告を受け一時保護したものの、父親が否認していることをもって虐待とは言い切れずとして警察に連絡しませんでした。その上、児童相談所は父親の妻への DV や長女への虐待の事実を知らず、同年 10 月警察に連絡することなく一時保護を解除し男児を家庭に戻し、1 カ月後に父親に虐待死させられてしまいました。児童相談所が病院から骨折につき通告を受けた時点で警察に通報していれば、警察が関係者から事情を聞くなどし父親の虐待によるものと判明したでしょうから、男児が虐待死させられることはありませんでした。また、せめて一時保護を解除しようとするとき、あるいは遅くとも解除後、警察に連絡し連携して家庭訪問等していれば男児の命は救うことができた可能性はかなりありました。児童相談所は案件を抱え込み救えたはずの男児の命を守ることが出来ませんでした。

(2)平成 23 年 5 月、柏市で当時 2 歳の男児が両親から食事を与えられず餓死させられた事件が発生しました。柏市は妊娠中から重篤なネグレクトの疑いありとして、市職員が家庭訪問しましたが父親が威嚇的な言動で子どもとの面会を拒否したことから、児童相談所に送致し、介入措置を求めました。しかし、児童相談所は、1 回の家庭訪問で安全と判断。一時保護せず、その後全く家庭訪問せず、本案件を市に送致・移管した。その後も、市職員は家庭訪問するも子どもに面会できないまま、餓死させられました。男児の体内からは、飲み込んだ紙切れやプラスチック片が見つっています。

(3)平成 19 年 1 月、松戸市で 2 歳女児が母親の内縁の夫に虐待死させられる事件が発生しました。児童相談所は 3 回家庭訪問し、女児の顔に傷があったにもかかわらず母親から「階段から落ちた」と言われそれを真に受け、何の対応もせず、その 5 日後に虐待死させられています。

(4)平成 18 年 12 月、市原市で 1 歳児の虐待事案について児童相談所は把握し、

傷が 2 回も生じているのを知っていたにもかかわらず、警察等関係機関と情報共有せず、一時保護もせず虐待死に至らしめています。

全国で見れば、児童相談所が関与しながらみすみす虐待死を防ぐことが出来なかった事件は 218 件に上りますが(平成 15 年 7 月から 28 年度末まで)、これらの多くは、児童相談所は警察に情報提供もせず、案件を抱え込んで、自ら家庭訪問もほとんどせず、放置していた事例です。子どもを虐待から守るためには、児童相談所、市町村、警察とで情報共有した上で連携し危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行う、特に危険な状態にある認められる事案については直ちに警察に通報し、虐待の継続・エスカレートの防止を図ることが是非とも必要です。

3 平成 30 年 7 月 20 日、政府が「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を策定し、同対策では、「Ⅲ 児童相談所と警察の情報共有の強化」の中で、児童相談所から警察に情報提供される範囲は、

- ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
- ② 通告受理後、48 時間以内に子どもと面会ができず、児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
- ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰する事案に関する情報

とされています。しかし、政府の本基準は明らかに大きな問題があります。

(1)まず「虐待による外傷があると考えられる事案」は共有するといっても、児童相談所の職員が確認できるのは、顔や腕など衣服に覆われていない箇所に傷がある事案だけで、腹部や背中、臀部などに傷ややけどを負わされている事案は分かりません。顔に傷をつける親は衝動的に殴ってしまう親ですが、腹部や背中などを傷つける親は、児童相談所や警察に虐待が露見しないように虐待を加えているもので、より悪質なケースといえます。しかし、政府の上記①の基準では、このようなより親が悪質な、子どもがより危険な状態にある事案は情報共有の対象とならず、警察はこのような危険な状態にある子どもを知らないままでいいとされているのです。また、そもそも、傷のない子どもが安全だという保証も何もなく、これまでも、傷がないとして警察に通報されなかった

案件で多くの虐待死事件が起こっています。

(2)次に、「虐待による」という限定が付されていることも問題です。多くの事案で親は虐待による傷であることを否認し、あるいはベッドから落ちた、(幼い)兄が踏んづけたなどと虚偽の説明をして、児童相談所が虐待ではないと判断することが普通に見受けられていますが(東京都目黒区結愛ちゃん事件における香川県の児童相談所など)、これではそのようなケースは警察と共有されないことになってしまいます。しかし、親による虐待であるにもかかわらず、親が否認し、児童相談所がそれを真に受けて、あるいは断定できないとして虐待と判断しない事案で、警察に連絡しないまま虐待死に至る事件が多発しているのです。

(3)さらに、「ネグレクトがあると考えられる事案」「性的虐待があると考えられる事案」という基準ですが、全国の児童相談所が子どもを守る方向で幅広くこれに当たると判断するならばともかく、親が否定したら「ネグレクト(あるいは性的虐待)とは断定できない」などと児童相談所が判断すると(これまでそういう例が多いのですが)、ごくわずかしが警察に情報提供されないこととなります。

4 児童相談所は自ら関与しながら虐待死等重篤な事案に至らしめた多くの事件で「虐待ではない」あるいは「緊急性が低いと判断した」旨弁明することが通例で、虐待死等重篤な事案は児童相談所が危険性が低いと判断し警察等関係機関と情報共有せず、あるいは連携しての活動をしなかった事案で発生しています。

虐待親は虐待を否定することが多く、1回や2回の家庭訪問ですべての情報を得られるわけではなく、虐待の急なエスカレート、親の精神状態の悪化、暴力的な同居人の出現等の事態も珍しくありません。神ならぬ人間の身で「この案件は危険性が低いから他機関と情報共有し連携して活動せずとも大丈夫」との判断は傲慢です。子ども虐待は一つの機関だけで対応できるほど甘い事案ではありません。関係機関と情報共有も連携しての活動もしない姿勢自体が致命的な誤りです。警察に情報提供しないため児童相談所の把握する虐待家庭に警察が110番等に対応しても警察が虐待を見逃すリスクが生じているほか(東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件等)、児童相談所は警察に情報提供していれば、その家庭につき警察が対応した場合にはその状況につき警察から報告を受け最新の情報

を得ることができるにもかかわらず、情報提供しないため自らその機会を放棄してしまっています。児童相談所が警察と情報共有しない、あるいはその範囲を限定することは関係機関が連携して守られる子どもたちの範囲を限定することで、子どもたちを守ることを真剣に考えるのであれば到底とりえない対応です。

5 そこで、千葉県、千葉県警察、千葉市には、上記 1 記載の既に全件共有と連携しての活動に取り組んでいる先進的な自治体の取組にならい(上記 3 のとおり政府の基準は極めて問題がありこれに従うべきではありません)、現行の協定を速やかに改正し、下記の内容を盛り込み、関係機関が情報共有の上連携して活動し子どもたちをお守りくださいますよう要望いたします(どこに虐待されている子どもたちが居住しているかという情報すら関係機関で共有されないままでは、関係機関が連携して子どもたちを守るすべもありません)。

① 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、親が面会・子どもの目視での安否確認拒否、転居して所在不明、通報先不明、子どもに傷(虐待によるものと判明していないものを含む)やネグレクト、性的虐待の疑いが認められる場合等子どもに危険が生じる恐れがある場合には直ちに警察に通報する。

② 警察は、自ら把握した虐待案件及び前項により児相から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る 110 番通報その他の情報提供がなされた場合、DV 事案への対応、巡回連絡等の場合、家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置する。

③ 市町村は、所在不明の未就学児童、健康診査未受診乳幼児について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合など子どもの安全を目視で確認できない場合には速

やかに警察に発見・保護を要請するものとする。長期間欠席、不登校事案についても同様に関係機関で必要な情報共有の上連携して活動する。

④児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

④ 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

⑥市町村に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察を含む関係機関と情報共有を図った上、関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

(千葉県には各市町村に⑥につきご指導していただくようお願いいたします。)

⑦児童相談所と市町村、警察等の関係機関は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

ことを要望いたします。このような取組は子どもを守るためにはごく当然の、なぜ取ろうとしないのか説明できないほど当然の取組であることにつき是非ご理解賜り、直ちに実現していただくようお願いいたします。

どうか多くの子どもたちの死を無駄にしないためにも、知事、市長のリーダーシップで、役所の縦割りを排し児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携した活動を実現し、子どもたちの命をお守りいただくようお願いいたします。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会
代表理事 後藤啓二(弁護士)107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレス
ビル 4B tel 03-6434-5995 fax 03-6317-5298 kgoto@ab.auone-net.jp
<http://www.thinkkids.jp/> <https://facebook.com/thinkkidsjp/>